

彦根愛知犬上広域行政組合建設工事条件付一般競争入札実施要綱

平成 26 年 3 月 20 日 組合告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、彦根愛知犬上広域行政組合(以下「行政組合」という。)が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。)第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行なう一般競争入札(以下「条件付一般競争入札」という。)を実施するに当たり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、施行令および彦根愛知犬上広域行政組合契約規則(平成 14 年組合規則第 4 号)その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事および入札方式等)

第 2 条 条件付一般競争入札に付する建設工事(以下「対象工事」という。)は、原則として 1 件につき予定価格が 1,000 万円以上のものである。ただし、特に緊急を要する工事その他条件付一般競争入札に付することが適当でない管理者が認めるものについては、この限りでない。

2 対象工事は、入札前に入札参加申請者の入札参加資格に関する事項を事前に審査する入札(以下「事前審査」という。)と入札後に落札候補者(予定価格までの範囲内(最低制限価格を設けたものにあつては、最低制限価格から予定価格までの範囲内)の金額で応札した者をいう。以下同じ。)の入札参加資格に関する事項を審査する入札(以下「事後審査」という。)の方法に区分して入札を行うものとする。

3 管理者は、前 2 項の規定による対象工事および入札方式を指定するときは、彦根愛知犬上広域行政組合建設工事等契約審査委員会(以下「契約審査委員会」という。)の審議を経て決定するものとする。

4 郵便による入札および施行令第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価落札方式による入札の執行については、管理者が別に定めるところによるものとする。

(入札の公告)

第 3 条 管理者は、対象工事を発注しようとするときは、次に掲げる事項を掲示その他の方法により公告するものとする。

- (1) 工事の概要
- (2) 入札参加資格要件等に係る事項
- (3) 予定価格
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(参加資格)

第 4 条 対象工事の入札に参加しようとする者(共同企業体として入札に参加しようとする者にあつては、当該共同企業体のすべての構成員)は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 当該入札に係る第 3 条の公告時において、有効な彦根市入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者であること。

(3) 彦根市建設工事等の入札参加指名停止等に関する要綱に基づく指名停止の措置期間中ではないこと。

(4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(5) 対象工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。この場合において、「当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイいずれかに該当する者とする。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

2 対象工事の入札に参加しようとする者は、対象工事ごとに次の各号に掲げる要件のうち管理者が指定するものを満たさなければならない。

(1) 対象工事の工事種別に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値(P点)が、管理者が定める一定の数値以上であること

(2) 対象工事と同種または類似の工事の施工実績があること。

(3) 対象工事に配置を予定する現場代理人、主任技術者または監理技術者等が管理者が指定する要件を満たしていること。

(4) 名簿における総合数値が管理者が定める点数以上であること。

(5) 名簿において管理者が指定する格付に登録されていること。

(6) 管理者が指定する区域内に主たる営業所を有すること。

(7) 対象工事の工事種別に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の2年または3年平均完成工事高が管理者が定める一定の金額以上であること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、対象工事の特性に応じ管理者が必要と認める事項を満たしていること。

(入札参加資格の決定)

第5条 管理者は、対象工事の入札に参加する者に必要な資格について、契約審査委員会の審議を経て決定するものとする。

(事前審査による条件付一般競争入札に係る入札参加手続および資格の審査)

第6条 事前審査による条件付一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の公告で指定する期限までに、条件付一般競争入札参加申請書(別記様式第1号。以下「参加申請書」という。)に管理者が指定する資料を添えて、契約担当課に提出するものとする。

2 事前審査による入札参加資格の審査は、契約担当課が行うものとする。なお、この場合において、契約審査委員会の審査は省略するものとする。

(事後審査による条件付一般競争入札に係る入札参加手続および資格の審査)

第7条 事後審査による条件付一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の公告で指定する期限までに、参加申請書に管理者が指定する資料を添えて、契約担当課に提出するものとする。参加申請書を提出した者は、原則として当該入札に参加できるものとする。

2 事後審査による入札参加資格の審査および落札者の決定は、入札を終了した後に行うものとする。この場合、入札執行者は、速やかに落札候補者のうち最低の価格をもって行った者(以下「第一順位の落札候補者」という。)に連絡し、当該入札の公告に示す条件付一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式第2号)その他入札参加資格確認書類(以下これらを「確認書類等」という。)の提出を指示するものとする。

3 確認書類等は、前項の規定により提出を指示した日の翌日から起算して2日(行政組合の休日を除く。)以内に契約担当課に直接持参により提出するものとする。

4 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

5 第一順位の落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査は、契約審査委員会において審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合には、その者のした入札は無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者(以下「次順位の落札候補者」という。)について審査を行うものとする。この場合において、第2項、前項および本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。入札価格

の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

(入札参加資格不適格者の通知等)

第8条 管理者は、前2条に規定する資格の審査の結果、入札参加資格が無いとした者に対してのみ、期限を定めて、資格が無いとした理由を付して、その旨を条件付一般競争入札参加資格確認通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、当該通知には、入札参加資格が無いとした理由について説明を求めることができる旨を明らかにしておかなければならない。

2 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、管理者が定める期限までに書面によりその理由について説明を求めることができるものとする。

3 管理者は、前項の規定により入札参加資格が無いとした理由について説明を求められたときは、書面により回答しなければならない。

(設計図書の配布等)

第9条 入札に付された当該工事の仕様書、設計書および図面等(以下「設計図書等」という。)の配布は、管理者が指定した販売店等において販売等することにより行うものとする。

2 当該工事の設計図書等の閲覧は、管理者が指定した期間および場所において閲覧に供するものとする。

3 入札に参加しようとする者は、設計図書等について質問をすることができるものとする。ただし、質問の方法、期間等は、当該入札の公告で指定するところによるものとする。

4 管理者は、前項の規定により質問があったときは、当該質問に対する回答を掲示その他の方法により閲覧に供するものとする。

(秘密の保持等)

第10条 申請者から提出された資格審査資料は、返還しない。また、管理者は、その内容を公表しないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

別記

様式第1号

条件付一般競争入札参加申請書

申込日 年 月 日

彦根愛知犬上広域行政組合

管理者

様

住 所

商号または名称

代表者職氏名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記の工事案件について、誓約事項を承知し、入札に参加したいので申請します。

なお、本申請の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

工事案件

工 事 名 称	
工 事 場 所	

参加資格

↓いずれかの□をチェックして下さい。

① 入札参加申込書に記載した参加希望業種	<input type="checkbox"/> 土木工事一式 <input type="checkbox"/> 建築工事一式 <input type="checkbox"/> 電気工事 <input type="checkbox"/> 管工事 <input type="checkbox"/> ほ装工事 <input type="checkbox"/> 造園工事 <input type="checkbox"/> その他の工事（)				
② 対象工事に係る工種許可	<input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一般	③対象工事に係る業種の格付区分（格付のない業種の場合は、総合数値）		④添付書類（公告で資料の提出を指定した場合のみ必要）	別紙添付

誓約事項

※ 当該工事に配置する現場代理人は、他の現場を兼務することはありません。

※ 当該工事に配置する主任技術者または、監理技術者は建設業法および仕様書等に定める要件を満たす者です。

また、請負金額の合計が 3,500 万円以上（建築一式工事は、7,000 万円以上）となる場合は、専任で配置します。

なお、下請け金額の合計が 4,000 万円以上（建築一式工事は、6,000 万円以上）となる場合は、当該工事の種類に特定建設業許可を有し、かつ、監理技術者を専任で配置します。

※ 入札参加申請後（入札書等郵送後）において技術者等の配置ができなくなった場合は、開札の前までに次のいずれかの方法により入札参加を辞退します。

- ・入札辞退届の書面を契約担当課へ直接持参する方法
- ・開札会場で入札参加者または入札参加者から委任を受けた者（開札立会人の受任者）が開札前までに入札執行者に直接申し出る方法

様式第 2 号

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

申請日 年 月 日

彦根愛知犬上広域行政組合
管理者 様

住 所
商号または名称
代表者職氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

印

このたび、下記工事の条件付一般競争入札に参加するため、入札参加資格確認の審査書類を提出します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名称等

工事番号

工事名称

工事場所

2 資格確認申請書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第 2 号)※本書
- (2) 委任状
- (3) 建設業許可証明(通知)書の写し(公告日の前日から起算して 3 箇月以内に発行されたもので、支店等の場合は当該支店の建設業許可業種の記載のある書面を含む。)
- (4) 配置予定技術者の実務経験経歴書
- (5) 配置予定技術者の保有資格を証明する書類の写(代表構成員の技術者については、資格者証、監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証、代表構成員以外の構成員の技術者は資格者証)
- (6) 配置予定技術者の雇用関係を証明する書類の写(健康保険証等公告日の前日から起算して 3 箇月以上の直接的な雇用関係を証明する書類)
- (7) 誓約書
- (8) 使用印鑑届

様式第 3 号

第 号
年 月 日

様

彦根愛知犬上広域行政組合管理者

条件付一般競争入札参加資格確認通知書

あなたから提出されました、標記の証明にかかる 事業者募集要項
に規定される書類を審査したところ、本件入札に参加する資格を確認することができま
せんでしたので通知します。

記

参加資格が確認されなかった理由